

記載例

令和8年4月6日

北塩原村教育委員会教育長
北塩原村立 さくら小 学校長

様

記入した日付

対象児童生徒が在籍する学校名を記入

申請者（保護者）

氏名 北塩原 花子 

住所 北塩原村大字大塩字下六郎屋敷 2134

（行政区 大塩下区）

電話 0241-23-5237

就学援助費受給申請書

連絡が取れる電話番号（携帯も可）を記入

下記の理由により就学援助を受けたく、関係書類を添えて

なお、この申請にあたり、世帯の住民基本台帳及び所得・課税状況について北塩原村教育委員会が閲覧することに同意します。

記

1 対象児童生徒の氏名等

学年	氏名	ふりがな	性別	生年月日
一中1年	北塩原 次郎	きたしおばら じろう	男・女	H0年 0月 0日
4年	北塩原 花江	きたしおばら はなえ	男・女	H0年 0月 0日
年			男・女	年 月 日

2 家族構成（同居しているすべての方を記入）

氏名	生年月日	続柄	勤務先・学校名・学年
北塩原 花子	S0.0.0	申請者 (続柄: 母)	000000
北塩原 太郎	H0.0.0	子	00高校 新1年

3 居住の状況（該当する状況を○で囲み、必要に応じ家賃を記入）

持家	借家（家賃 円/月）	<u>村営住宅</u> （家賃 26,000 円/月）
----	------------	------------------------------------

※裏面にも記入をお願いします。

4 認定要件（申請理由）

該当する項目を○で囲み、その項目に該当していることが分かる書類及び同居している方全員分の昨年1年間の所得を証明する書類を添付してください（18歳未満で収入がない方を除く）。

項目	認定要件（申請理由）	提出書類及び添付書類
ア	生活保護費を受給している	・申請書のみ
イ	生活保護費が停・廃止された	・同居している方全員の所得を証明する書類
ウ	障害者・寡婦又は寡夫に該当し所得が135万円以下（村民税非課税）	・障害者の場合は申請者本人の「身体障害者手帳」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類 ・寡婦、寡夫の場合は同居している方全員の所得を証明する書類
エ	災害等により村民税・個人事業税・固定資産税	・「減免通知書」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類
オ	国民年金掛金	申請元の場合は「年金証書」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類 申請元以外の場合は「免除承認通知書」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類
カ	災害等により国民健康保険税が減免又は猶予されている	・「減免通知書」又は「猶予通知書」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類
キ	児童扶養手当を受給している	・「児童扶養手当証書」の写し及び同居している方全員の所得を証明する書類
ク	その他（具体的な理由を記入してください） 〔 〕	・同居している方全員の所得を証明する書類 ・東日本大震災等により避難されている方は「被災証明書」又は「罹災証明書」及び同居している方全員の所得を証明する書類

該当する項目を○で囲み、要件に応じた添付書類を用意する

※所得を証明する書類

- ・給与所得のみの場合 … 源泉徴収票の写しもしくは確定申告書の写し又は所得証明書
- ・収入が年金のみの場合 … 公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ・農業、自営業、その他の収入がある場合 … 確定申告書の写し又は所得証明書
- ・無職、入院等で所得がない場合 … 村民税・県民税申告書の写し又は所得証明書

注) 所得証明について（本申請に限り、発行手数料は無料です）

前年分のものに限り、

役場住民税

ます（就学援助費を受ける場合は、先に日付）
月1日以降に取得

所得証明は前年分のものであるため、取得する場合は6月以降に行うこと（取得の際は就学援助制度の案内チラシ又はこの申請書を窓口で提示）

以降に交付可能となり。所得証明書を添付す
だき、所得証明書は6